

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平群町平群駅西土地区画整理組合理事長職務代理人副理事長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

平成三十一年三月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（基準点測量及び出来形確認測量）

二 測量の地域 生駒郡平群町吉新一丁目から吉新四丁目まで及び大字下垣内の各一部

（大和都市計画事業平群駅西特定土地区画整理事業地内）

三 測量の終了年月日 平成三十一年二月十五日